

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
インターネット光回線の借上	仕様書番号	EYB-Z-100217
	作成	R7.11.17
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総務部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、用賀駐屯地において使用するインターネット光回線の借上（以下“本借上”という。）について規定する。

1.2.1 用語及び定義

この仕様書で定義する用語及び定義は、GLT-CG-C00001（以下、「電子共仕」という。）及びGLT-CG-Z00001（以下、「一般共仕」という。）による。

1.2.2 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログ等によって明確にされているものをいう。

1.2.3 カタログ

この仕様書においては、製造者の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-C00001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z00001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z00009 陸上自衛隊 IT 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達にかかるサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[装備庁(事)第3号(31.1.9)]

情報システムに関する調達にかかるサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)[装プ武第188号(31.1.9)]

1.3.2 関連文書

IT 利用装備品等及び IT 利用装備費品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）[武管調第4957号(3.3.31)]

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本借上は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。

2.2 月額の使用期間

調達要領指定書に示す。

2.3 借上場所

調達要領指定書に示す。

2.4 借上機器

借上機器は、表1による。

表1－借上機器		
品名	台数	性能
Wi-Fi ルーター	1	<p>(1) 5Gと同等以上の電波を受信すること。</p> <p>(2) データ通信量の制限は無しとする。</p> <p>(3) 1台同時接続台数最低20台以上の性能を有すること。</p> <p>(4) 参考例示（注）</p> <p>ギガらくWi-Fi（ハイエンド6プラン）同等以上</p> <p>IEEE 準拠規格 11b/g/n/ax (2.4GHz 無線)、11a/n/ac/ax (5GHz 無線)</p> <p>Wi-Fi 区間の通信速度 最大 2.4 Gbps (11ax、5GHz 無線)</p> <p>対応暗号規格 WPA2-Personal、WPA2-Enterprise、WPA3-Personal</p> <p>PoE 受電 802.3at (PoE+) 対応</p> <p>消費電力 最大 30W</p> <p>寸法（幅×奥行×高さ） 約 306mm×128mm×44mm</p> <p>重量 0.8 kg</p> <p>通信許可が必要なポート番号</p> <p>TCP:80、443、7734、7752 UDP:53、123、1812、7351、9350</p> <p>付属品 ACアダプタ、LANケーブル</p> <p>環境機能 動作温度：0～40℃、動作湿度：5～95%（結露しないこと）</p> <p>ルーター機器・規格 Wi-Fi 6 1Gbps 対応ルーター</p>

注

性能に示すプラン名は 製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2.5 本借上機器の据付

契約業者は、土日祝日を除く契約日から調達要領指定書に示す期日で、08：15から17：00までの間に別紙第1及び別紙第2に示す場所へ本件借上機器を据付けるものとする。細部は官側との調整による。

2.6 本借上機器の返納

契約業者は、借上期間終了後に本借上機器を回収するものとし、細部は官側との調整による。但し次年度も同一の契約業者が契約相手方となることが当該年度内に決定した場合にはこの限りでない。

2.7 納入及び返納に関する事項

- a) 本借上の初期費用には、基本工事費用及び事務手数料等の月額使用料を除くすべての費用を含むものとする。
- b) 解約に至った場合、解約手数料等の一切の費用を官側は負担しないものとする。

2.8 サポート体制

本契約の履行に当たり、官側の故意・過失無く、本借上機器に不具合が生じた場合には、契約業者は無償で修理すること。

2.9 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

3 支払

3.1 Wi-Fi月額使用料

本借上による使用期間は月初から月末までの1月を単位とし、使用月の翌月に使用料を請求するものとする。

3.2 初期費用は使用開始月の月額使用料と合算して請求するものとする。

4 検査

4.1 本借上機器の据付の検査については契約業者立ち会いのもと、検査官が行う。

4.2 月額使用については契約業者の立ち会いを要さず、検査官のみで行う。

5 秘密保全

5.1 庁舎内の出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係ない施設への立ち入りを禁止する。

5.2 契約を履行する上で知れた情報を他の者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

6 その他

その他は、次による。

- 6.1 本借上機器の据付にあたっては駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、速やかに検査官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- 6.2 廃棄物が発生した場合は、契約の相手方が処分する。
- 6.3 作業員については日本国籍を持つものとする。
- 6.4 事前の現地確認が必要な場合は、希望するおおむね1週間前を基準として官側に申し出るとともに所要の手続きを取るものとする。
- 6.5 本仕様書及び内容に明記のない事項について、契約業者が規定する社内規定は適用しない。必要に応じて官側と協議する。
- 6.6 仕様書に関する疑義
この仕様書に関し疑義が生じた場合は、契約担当官、監査官又は検査官と協議し、指示を受けるものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5PSB1A10001
	調達要求年月日	令和 7年 11月28日
	作成部課	関東補給処用賀支処 総務部総務課
	作成年月日	令和 7年 11月17日
品名	インターネット光回線の借上（初期費用）ほか1件	
仕様書番号	EYB-Z-100217	

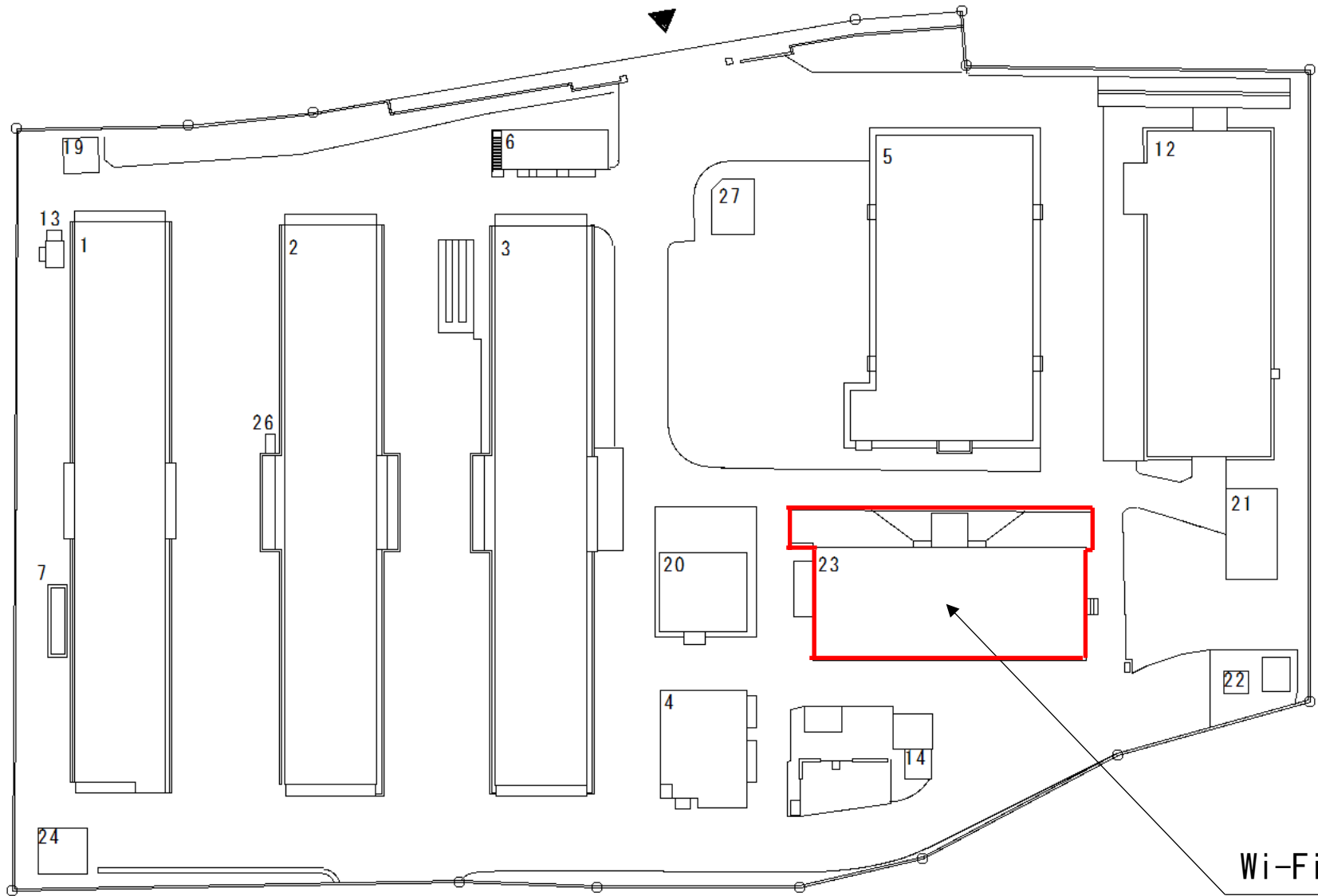
指定事項

2 製品に関する要求

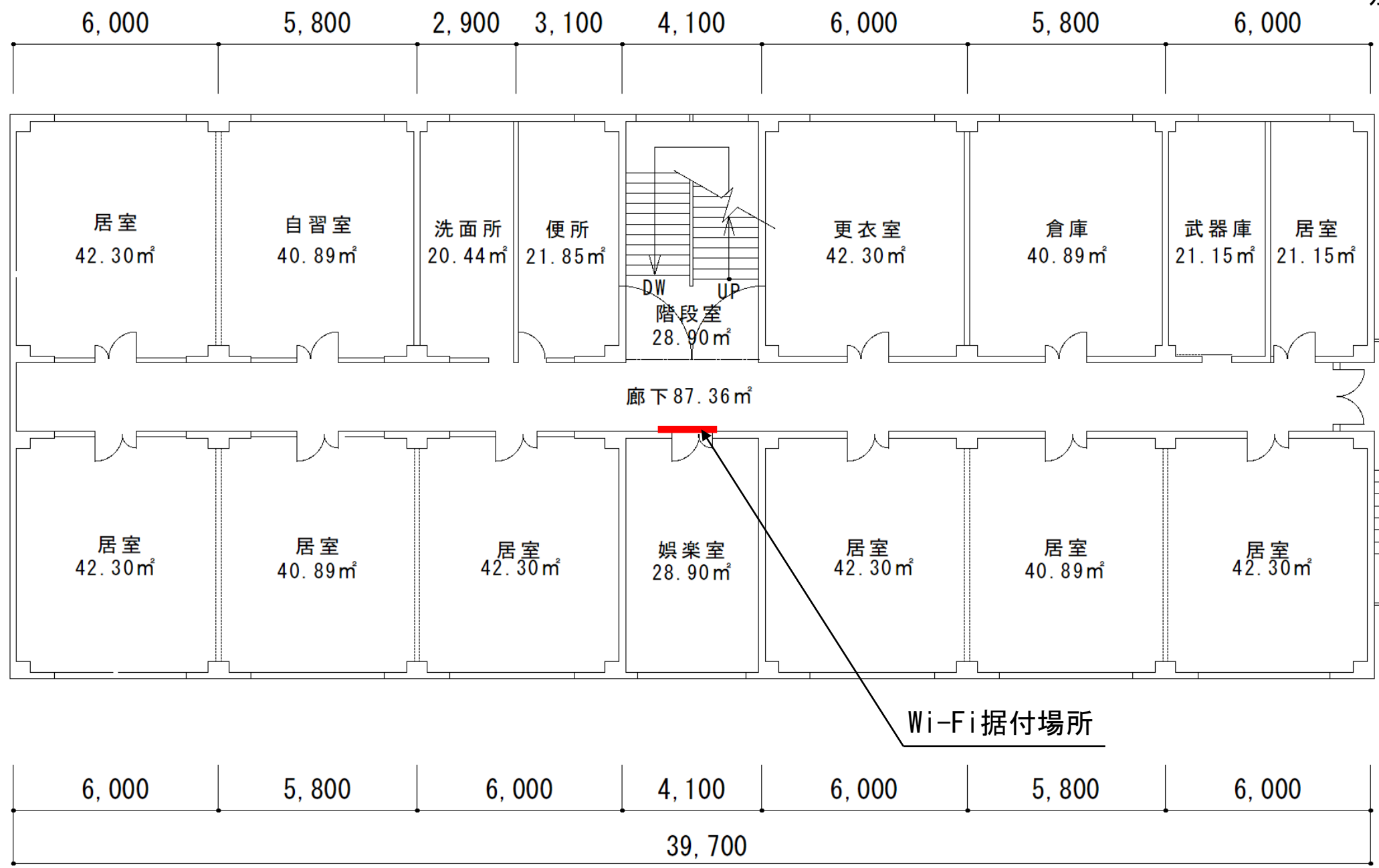
- 2.2 月額の使用期間
令和8年2月1日(日)～令和8年3月31日(火) とする。
- 2.3 借上場所
陸上自衛隊用賀駐屯地 東京都世田谷区上用賀1-20-1
別紙（本部隊舎3階の図面）に示す位置
- 2.5 本借上機器の据付
契約締結日から令和8年1月30日までの間
作業日程は官側との調整による。



正門



Wi-Fi据付場所



16,300

3 階

